



鳥取県公報

平成17年12月26日(月)
号外第206号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（109）（職員課）..... 2
	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例（110）（＃）.....31

———公布された条例のあらまし———

職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

平成17年10月12日付けの人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告を尊重するとともに、地方公務員法等の趣旨にのっとり、職員の給与を改定しようとするものである。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 月例給の引下げ

すべての給料表の給料月額を引き下げる。(改定率 0.3%)

配偶者に係る扶養手当を月額13,000円(現行 13,500円)に引き下げる。

医師の初任給調整手当の最高限度額を引き下げる。

イ 級別標準職務表の設定

職務・職責の実態と給与上の格付けとの対応関係が不適切ないわゆる「わたり」を廃止し、併せて、従来人事委員会規則で規定していた職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務を条例で規定する方式に改める。

ウ 勤勉手当の引上げ

勤勉手当の支給割合を年0.05月分引き上げる。

期末手当と合わせた年間支給割合は、4.45月分(現行 4.4月分)となる。

エ 獣医師の初任給調整手当の新設

獣医師に対し、採用後6年間3万円を限度として初任給調整手当を支給する。

(2) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 給料月額を引き下げる。

イ 期末手当の支給割合を年0.05月分引き上げる。

期末手当の年間支給割合は、3.35月分(現行 3.3月分)となる。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成18年1月1日とする。ただし、(1)のイは同年2月1日から、(1)のウ及びエ並びに(2)のイは同年4月1日から施行する。

イ 所要の経過措置を講じる。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に

ついて

1 条例の改正理由

民間企業の労働条件の情勢に適応するため、職員及び県費負担教職員の勤務時間のうちに置くものとしている休息時間を廃止しようとするものである。

2 条例の概要

- (1) 所定の勤務時間のうちに置くものとしている休息時間を廃止する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成18年4月1日とする。
 - イ 任期付研究員の採用等に関する条例について所要の改正を行う。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第109号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>30万</u></p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>30万</u></p>

6,900円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額5万円

(3) 略

2及び3 略

(扶養手当)

第8条 略

2 略

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がない場合にあつてはそのうち1人については1万1,000円）、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

4 略

7,900円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額5万200円

(3) 略

2及び3 略

(扶養手当)

第8条 略

2 略

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については1万3,500円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がない場合にあつてはそのうち1人については1万1,000円）、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

4 略

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表 (第3条関係)

職員 の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
	23			299,100	351,900	372,700	411,900					
	24			301,100	354,100	375,300	415,300					
	25			303,000	356,500	377,800						
	26			304,800	358,700	380,400						
	27			306,700	361,000							
	28			308,700	363,200							
	29			310,600								
	30			312,500								
	31			314,400								
32			316,200									
再 任 用 職 員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 公安職給料表 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	-	230,300	266,200	285,500	305,100	326,000	356,300	390,700
	2	156,200	171,500	197,900	238,100	275,200	294,800	314,900	336,100	366,500	402,500
	3	162,800	178,700	205,900	246,800	284,300	304,200	324,800	346,100	376,500	414,400
	4	169,900	187,800	214,000	255,800	293,400	313,900	334,900	356,300	386,500	425,500
	5	176,800	197,700	221,300	264,900	302,600	323,800	344,900	366,500	396,500	435,900
	6	185,300	205,000	228,700	273,800	311,500	333,800	354,700	376,500	406,100	445,400
	7	195,000	212,400	235,900	282,800	320,200	343,700	364,500	386,300	415,800	454,900
	8	202,300	219,500	243,300	291,900	328,900	353,500	374,200	396,100	425,400	463,600
	9	209,600	226,200	251,400	301,000	337,600	363,100	383,800	405,600	434,900	472,500
	10	216,700	233,200	259,300	309,300	346,200	372,500	393,400	415,100	444,000	480,800
	11	223,400	240,900	267,300	317,600	354,100	381,900	402,900	424,600	452,500	489,300
	12	230,400	247,800	275,300	325,800	362,000	391,300	412,300	434,000	460,700	497,800
	13	237,800	255,600	283,200	334,000	369,700	400,600	421,700	442,700	469,000	506,400
	14	244,700	263,500	290,900	341,900	377,300	409,900	428,400	450,700	477,100	513,600
	15	252,500	271,300	298,600	348,800	384,900	418,500	434,800	458,000	485,100	517,800
	16	260,400	278,900	306,700	356,200	391,800	424,100	440,200	464,300	489,100	
	17	267,700	286,000	314,900	363,700	398,700	429,600	444,500	468,300	493,100	
	18	274,500	293,000	323,100	371,300	404,400	433,800	448,600	472,100	497,000	
	19	280,700	299,800	331,000	378,800	409,800	437,300	452,100	476,100		
	20	287,200	306,400	337,900	385,900	413,400	440,500	455,500	479,800		
	21	293,600	313,100	345,300	392,800	416,400	443,900	458,800	483,400		
	22	299,600	319,500	353,000	398,400	419,400	447,200	462,300			
	23	305,900	325,700	360,600	404,200	422,400	450,500				
	24	311,800	332,100	368,100	407,700	425,600	453,900				
	25	317,400	338,400	375,100	410,700	428,300					
	26	323,200	344,800	381,900	413,600	431,300					
	27	328,800	350,800	387,800	416,600						
	28	333,700	356,200	393,600	419,800						
	29	337,200	360,800	397,100	422,600						
	30	340,800	365,200	400,000	425,400						
	31	344,600	369,700	402,900							
	32	348,400	372,200	405,800							
	33	350,700	374,800	409,000							
	34		377,300	411,800							
	35		379,900	414,500							
36		382,400									
再任用職員		242,100	252,300	261,400	275,600	303,800	323,700	340,300	361,000	387,600	419,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	-	-	310,100	403,500
	2	147,000	190,500	323,500	413,500
	3	153,100	197,400	336,700	422,900
	4	160,300	204,300	346,700	432,200
	5	168,200	211,700	356,800	441,600
	6	177,100	219,600	367,100	450,500
	7	187,100	230,500	376,900	459,200
	8	193,700	242,000	386,400	467,600
	9	200,300	253,600	395,900	476,600
	10	207,000	265,900	404,700	485,500
	11	214,100	278,500	413,500	495,400
	12	221,400	291,500	422,100	504,400
	13	229,600	305,100	430,200	512,800
	14	237,300	318,400	437,900	520,100
	15	245,200	331,000	445,300	524,500
	16	253,100	340,900	452,700	
	17	260,800	350,700	460,600	
	18	268,500	360,700	468,600	
	19	276,100	370,100	476,500	
再任用職員	20	282,900	379,400	484,300	
以外の職員	21	289,500	388,200	492,100	
	22	295,500	396,100	498,900	
	23	301,500	403,100	502,900	
	24	307,400	410,300		
	25	313,100	417,000		
	26	318,900	423,300		
	27	324,300	428,700		
	28	329,700	433,900		
	29	334,700	438,700		
	30	338,400	442,900		
	31	341,300	447,200		
	32	344,100	451,400		
	33	346,900	454,200		
	34	348,900			
	35	350,900			
	36	352,700			
	37	354,400			
	38	356,100			
	39	358,300			
	40	360,300			
再任用職員		237,800	282,800	353,800	429,600

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	-	-	269,200	398,800
	2	147,000	162,400	282,700	407,400
	3	153,100	170,700	296,400	415,800
	4	160,300	179,600	310,100	424,200
	5	168,200	190,500	323,500	432,400
	6	177,100	197,400	336,700	440,100
	7	187,100	204,300	346,700	447,700
	8	193,700	211,700	356,800	454,900
	9	200,200	219,600	367,100	461,700
	10	206,800	230,500	375,700	468,400
	11	213,500	242,000	384,100	475,300
	12	220,400	253,600	392,100	482,400
	13	227,700	265,900	399,800	488,800
	14	234,900	278,500	407,300	494,000
	15	241,900	291,500	414,700	497,900
	16	249,000	305,100	421,900	
再任用職員 以外の職員	17	255,500	318,400	428,600	
	18	261,800	331,000	435,200	
	19	268,300	340,900	441,700	
	20	274,100	350,700	447,400	
	21	279,400	360,500	452,800	
	22	284,300	368,800	457,300	
	23	289,000	376,900	461,500	
	24	293,100	384,500	465,200	
	25	296,500	391,300	468,300	
	26	299,800	397,600	471,100	
	27	303,100	403,300		
	28	305,500	408,500		
	29	307,200	413,300		
	30	309,000	418,100		
	31	310,700	422,700		
	32	312,400	426,700		
	33	314,100	430,900		
	34		434,800		
	35		438,400		
	36		440,800		
再任用職員		226,400	279,400	346,100	419,400

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 研究職給料表 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	-	-	254,300	295,700	339,300
	2	134,100	183,000	267,500	309,500	351,300
	3	138,500	192,700	280,800	323,200	363,600
	4	143,500	201,700	293,900	337,100	375,800
	5	149,800	210,800	307,300	347,700	387,700
	6	157,300	220,300	320,900	357,500	400,200
	7	165,800	231,700	334,500	367,100	413,000
	8	174,800	243,000	344,400	376,600	426,500
	9	183,100	254,300	353,700	385,900	439,600
	10	190,300	264,100	362,200	395,000	452,600
	11	197,700	274,300	369,800	403,800	465,400
	12	205,400	284,200	376,500	412,500	477,800
	13	213,000	291,400	382,900	421,000	489,900
	14	220,800	298,000	389,000	429,200	501,600
	15	229,000	304,700	395,000	436,800	513,000
再任用職員 以外の職員	16	237,300	311,300	400,900	444,300	524,300
	17	243,600	317,900	406,000	451,700	535,900
	18	249,700	324,500	410,300	459,000	546,300
	19	255,700	330,900	414,700	465,400	554,000
	20	261,600	337,200	418,600	472,100	560,900
	21	267,000	343,400	422,500	477,100	566,800
	22	272,300	348,200	426,300	481,600	571,900
	23	277,400	352,300	430,100	485,400	575,900
	24	282,400	355,100	433,500		
	25	287,100	357,900	436,800		
	26	290,900	360,700			
	27	294,500	363,500			
	28	297,400	366,300			
	29	299,800	369,000			
	30	301,700				
	31	303,800				
	32	305,700				
再任用職員		216,900	262,600	296,500	339,300	394,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	-	294,900	345,900	424,300
	2	235,200	311,000	362,400	437,000
	3	245,100	327,200	379,000	449,000
	4	260,100	343,500	395,600	460,700
	5	276,000	359,800	408,000	472,000
	6	291,800	376,200	420,800	483,300
	7	306,700	392,800	433,200	493,900
	8	322,100	405,200	445,200	504,300
	9	336,700	416,600	456,600	514,300
	10	349,600	427,100	467,400	523,900
	11	362,200	436,600	478,200	533,600
再任用職員	12	374,600	445,700	488,400	542,500
以外の職員	13	383,700	454,600	498,100	551,000
	14	392,500	463,200	507,800	559,600
	15	399,700	471,900	516,100	567,900
	16	404,300	480,400	524,500	576,300
	17	408,800	486,300	532,900	584,000
	18	411,300	491,200	539,500	590,500
	19		495,300	545,900	595,700
	20		498,600	550,600	600,300
	21		502,100	555,200	
	22		505,600	559,800	
	23		509,000	563,800	
	24		512,400	567,900	
再任用職員		293,800	345,400	396,500	463,700

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900
	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700
	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200
	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100
	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300
再任用 職員以 外の職 員	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700
	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300
	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400
	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500
	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400	
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000	
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600	
	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700		
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100		
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500		
	24		294,800	353,300	376,900			
	25		296,600	355,600	379,200			
	26		298,300	357,600	381,700			
	27		300,200	359,700	384,300			
	28		301,900	361,800				
	29			364,000				
	30			366,200				
再任用 職員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	373,100

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定め
るものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	220,200	242,500	273,500	309,800	342,000
	2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100	353,400
	3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100	365,000
	4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300	376,400
	5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300	388,000
	6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000	399,800
	7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500	411,900
	8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800	423,200
	9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500	434,200
	10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300	444,700
	11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100	455,000
	12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300	463,900
	13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700	471,700
	14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300	479,400
	15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500	487,100
	16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200	494,000
	17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800	498,700
	18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500	502,900
	19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400	506,700
再任用 職員以 外の職 員	20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000	
	21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000	
	22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500	
	23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900		
	24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400		
	25	283,100	335,800	377,400	397,700			
	26	287,200	339,700	380,700	400,900			
	27	290,700	343,000	383,700	403,800			
	28	293,800	345,900	386,500	406,200			
	29	296,200	348,600	389,300				
	30	298,300	350,700	392,000				
	31	300,100	352,700	394,300				
	32	302,000	354,600					
	33	303,900	356,500					
	34	305,800	358,600					
	35	307,700	360,700					
	36	309,600	362,900					
	37	311,400	365,200					
	38	313,500	367,400					
	39	315,400						
	40	317,400						
	41	319,200						
再任用 職員		234,500	267,100	274,100	285,400	308,000	349,000	379,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、次に掲げる級別標準職務表に定める標準的な職務の内容を基準として人事委員会規則の定めるところにより、給料表に定める職務の級に分類するものとする。</p> <p>(1) 行政職給料表級別標準職務表（別表第6）</p> <p>(2) 公安職給料表級別標準職務表（別表第7）</p> <p>(3) 教育職給料表級別標準職務表（別表第8）</p> <p>ア 教育職給料表(1)級別標準職務表</p> <p>イ 教育職給料表(2)級別標準職務表</p> <p>(4) 研究職給料表級別標準職務表（別表第9）</p> <p>(5) 医療職給料表級別標準職務表（別表第10）</p> <p>ア 医療職給料表(1)級別標準職務表</p> <p>イ 医療職給料表(2)級別標準職務表</p> <p>ウ 医療職給料表(3)級別標準職務表</p> <p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 人事委員会は、県の行政組織に関する法令、条例、規則及び県の機関の定める規程の趣旨に従い、及び第3条第2項に規定する分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2 職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事委員会規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>3～11 略</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会が定める。</p> <p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 人事委員会は、県の行政組織に関する法令、条例、規則及び県の機関の定める規程の趣旨に従い、及び第3条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事委員会規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>3～11 略</p>

第4条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第5の次に次の5表を加える。

別表第6 行政職給料表級別標準職務表（第3条関係）

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	主事又は技師の職務

2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
4級	係長の職務
5級	困難な業務を行う係長の職務
6級	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局及び課をいう。以下同じ。）の課長補佐の職務
7級	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務
8級	本庁の課長の職務
9級	困難な業務を行う本庁の課長の職務
10級	本庁の次長の職務
11級	本庁の部長の職務

別表第7 公安職給料表級別標準職務表（第3条関係）

職務の級	標 準 的 な 職 務
1級	係員の職務
2級	相当困難な業務を行う係員の職務
3級	1 困難な業務を行う係員の職務 2 主任の職務
4級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 係長の職務
5級	困難な業務を行う係長の職務
6級	警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定に基づき設置されるものをいう。以下同じ。）の課長補佐の職務
7級	困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務
8級	警察本部の課長の職務
9級	困難な業務を行う警察本部の課長の職務
10級	警察本部の部長の職務

別表第8 教育職給料表級別標準職務表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1級	高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校（以下「高等学校等」という。）の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	高等学校等の教諭又は養護教諭の職務
3級	高等学校等の教頭の職務
4級	高等学校等の校長の職務

イ 教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1級	中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務

2 級	中学校又は小学校の教諭又は養護教諭の職務
3 級	中学校又は小学校の教頭の職務
4 級	中学校又は小学校の校長の職務

別表第9 研究職給料表級別標準職務表 (第3条関係)

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	研究員又は学芸員の職務
2 級	高度の知識又は経験に基づき研究を行う研究員又は学芸員の職務
3 級	試験場の分場長、科長又は特別研究員の職務
4 級	試験場の場長の職務
5 級	困難な業務を行う試験場の場長の職務

別表第10 医療職給料表級別標準職務表 (第3条関係)

ア 医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	医師又は歯科医師の職務
2 級	医長又は副医長の職務
3 級	1 困難な業務を行う医長又は副医長の職務 2 本庁の次長又は課長の職務
4 級	1 困難な業務を行う本庁の次長の職務 2 本庁の部長の職務

イ 医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	衛生技師の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う衛生技師の職務
3 級	総合事務所(鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定に基づき設置されるものをいう。以下同じ。)の係長の職務
4 級	困難な業務を行う総合事務所の係長の職務
5 級	総合事務所の課長補佐の職務
6 級	総合事務所の課長の職務
7 級	困難な業務を所掌する総合事務所の課長の職務

ウ 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 相当困難な業務を行う准看護師の職務 2 助産師又は看護師の職務
3 級	1 困難な業務を行う准看護師の職務 2 相当困難な業務を行う助産師又は看護師の職務 3 看護師長の職務

4 級	1 特に困難な業務を行う准看護師の職務 2 困難な業務を行う助産師又は看護師の職務 3 相当困難な業務を行う看護師長の職務
5 級	困難な業務を行う看護師長の職務
6 級	総合療育センター（鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）第2条の規定に基づき設置されるものをいう。）の部長の職務

第5条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から6年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額3万円</p> <p>(4) 前3号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額2,500円</p> <p>2及び3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額2,500円</p> <p>2及び3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が</p>

人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 略

人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の90）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>408,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>482,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>560,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>651,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>760,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>868,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下</p>	号 給	給料月額	1	408,000円	2	482,000円	3	560,000円	4	651,000円	5	760,000円	6	868,000円	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>409,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>483,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>561,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>653,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>762,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>870,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下</p>	号 給	給料月額	1	409,000円	2	483,000円	3	561,000円	4	653,000円	5	762,000円	6	870,000円
号 給	給料月額																												
1	408,000円																												
2	482,000円																												
3	560,000円																												
4	651,000円																												
5	760,000円																												
6	868,000円																												
号 給	給料月額																												
1	409,000円																												
2	483,000円																												
3	561,000円																												
4	653,000円																												
5	762,000円																												
6	870,000円																												

「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	336,000円
2	375,000円
3	405,000円

3～6 略

「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	337,000円
2	376,000円
3	406,000円

3～6 略

第7条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3及び第16条の4の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3及び第16条の4の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」とする。</p>

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第8条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条</p>

及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	403,000円
2	456,000円
3	513,000円
4	583,000円
5	666,000円
6	779,000円
7	911,000円

2～5 略

及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	404,000円
2	457,000円
3	514,000円
4	585,000円
5	668,000円
6	781,000円
7	913,000円

2～5 略

第9条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条並びに附則第5項から第25項までの規定は同年2月1日から、第5条、第7条及び第9条の規定は同年4月1日から施行する。

(施行日における職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（第1号に掲げる給料月額を受けていた職員にあっては、給料月額及びこれを受ける期

間に通算されることとなる期間)は、人事委員会が定める。

(1) 職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1から別表第5までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額

(2) 任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第6条第4項の規定による給料月額

(3) 任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第7条第3項の規定による給料月額

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条及び第2条の規定による改正前の給与条例若しくは職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成14年鳥取県条例第45号。以下「14年改正給与条例」という。)附則第2項から第4項まで、第6条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第8条の規定による改正前の任期付職員条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(主査等に係る職務の級の特例)

5 平成18年2月1日(以下「移行開始日」という。)の前日において附則別表第1の給料表の種類欄に同じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、移行開始日から平成19年3月31日までの間(以下「前期移行期間」という。)、移行開始日の前日における職務の級(以下この項及び附則第10項において「暫定級」という。)とする。ただし、前期移行期間中の異動により、第3条及び第4条の規定による改正後の給与条例(以下「新給与条例」という。)第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

(主査等の職務の級の切替え)

6 前項に規定する職員のうち、平成19年4月1日(以下「第1切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が附則別表第1の旧級の欄に掲げるものである者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げるものであるものの第1切替日における職務の級は、旧級の1級下位の級(附則第11項において「第1切替後級」という。)とする。ただし、第1切替日における異動により、新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級が旧級以上の級となる者の職務の級については、この限りでない。

(主査等の号給の切替え等)

7 前項本文に規定する職員の第1切替日における号給(次項において「新号給」という。)は、附則第9項に規定する職員を除き、附則別表第2の給料表の種類欄に掲げる第1切替日の前日においてその者が適用を受けていた給料表の区分、同表の旧号給の欄に掲げる同日においてその者が受けていた号給(以下この項及び次項において「旧号給」という。)の区分及び同表の期間の区分の欄に掲げるその者が旧号給を受けていた期間の区分に応じ、同表の新号給の欄に定める号給とする。

8 前項に規定する職員の新号給を受ける期間に通算されることとなる期間は、附則別表第2の月数の欄に月数の定めのない職員にあっては第1切替日の前日においてその者が旧号給を受けていた期間(以下この項において「経過期間」という。)とし、同表の月数の欄に月数の定めのある職員にあっては経過期間に当該月数の欄に定める月数に相当する期間を加減して得た期間に相当する期間とする。

(主査等の職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

- 9 附則第6項本文に規定する職員であって第1切替日の前日において次に掲げる号給又は給料月額を受けていた者の第1切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。
- (1) 給与条例別表第1、別表第2、別表第4並びに別表第5のイ及びウの給料表に定める職務の級における最高の号給(以下この項において「最高号給」という。)を超える給料月額
- (2) 前号のほか、第1切替日における給料月額を他の職員との権衡上最高号給を超える給料月額に決定する必要がある場合における号給
- (3) 前2号のほか、給与条例第4条第9項又は14年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定の適用を受けた職員の号給その他前2項の規定を適用した場合に部内の他の職員と均衡を失することとなるとして人事委員会が定める職員の号給
- (主任等に係る職務の級の特例)
- 10 移行開始日の前日において附則別表第3の給料表の種類欄に応じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務(同日においてこれに相当するものとして人事委員会が定める職務を含む。)であるものの職務の級は、移行開始日から平成20年3月31日までの間(以下この項及び附則第20項において「移行期間」という。)、暫定級とする。ただし、移行期間中の異動により、新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級(人事委員会が定めるものを除く。)が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。
- 11 附則第6項の規定により第1切替日における職務の級が第1切替後級とされる職員であって、第1切替日における職務が附則別表第3の職務の欄に掲げる職務(第1切替日においてこれに相当するものとして人事委員会が定める職務を含む。)であるものの職務の級は、第1切替日から平成20年3月31日までの間(以下この項において「後期移行期間」という。)、当該第1切替後級とする。ただし、後期移行期間中の異動により、新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級(人事委員会が定めるものを除く。)が第1切替後級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。
- (主任等の職務の級の切替え)
- 12 前2項に規定する職員のうち、平成20年4月1日(以下「第2切替日」という。)の前日における職務の級が附則別表第4の旧級の欄に掲げるものであり、かつ、第2切替日におけるその職務が同表の第2切替日における職務の欄に掲げる職務(第2切替日においてこれに相当するものとして人事委員会が定めるものを含む。)であるものの第2切替日における職務の級は、同表の新級の欄に定める職務の級とする。
- (主任等の号給の切替え等)
- 13 前項に規定する職員の第2切替日における号給(次項において「新号給」という。)は、附則第15項に規定する職員を除き、附則別表第5のアからカまでの規定で第2切替日の前日においてその者が適用を受けていた給料表の区分、同表の職員の区分の欄に掲げる職員の区分及び同表の旧号給の欄に掲げる同日においてその者が受けていた号給(以下この項及び次項において「旧号給」という。)の区分並びに旧号給が同表の経過期間の欄に期間の定めのある号給であるものにあつては同欄に掲げるその者が旧号給を受けていた期間の区分に応じ、同表の新号給の欄に定める号給とする。
- 14 前項に規定する職員の新号給を受ける期間に通算されることとなる期間は、附則別表第5の月数の欄に月数の定めのない職員にあつては第2切替日の前日においてその者が旧号給を受けていた期間(以下この項において「経過期間」という。)とし、同表の月数の欄に月数の定めのある職員にあつては経過期間に当該月数の欄に定める月数に相当する期間を加減して得た期間に相当する期間とする。
- (主任等の職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)
- 15 附則第12項に規定する職員であって第2切替日の前日において次に掲げる号給又は給料月額を受けていた者の第2切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。
- (1) 給与条例別表第1、別表第2、別表第3のア、別表第4並びに別表第5のイ及びウの給料表に定める職

務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）を超える給料月額

(2) 前号のほか、第2切替日における給料月額を他の職員との権衡上最高号給を超える給料月額に決定する必要がある場合における号給

(3) 前2号のほか、給与条例第4条第9項又は14年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定の適用を受けた職員の号給その他前2項の規定を適用した場合に部内の他の職員と均衡を失することとなるとして人事委員会が定める職員の号給

(主任等の切替えに伴う経過措置)

16 附則第13項又は前項の規定の適用を受ける職員（第2切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が第2切替日の前日に受けていた給料月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第6の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下この項から附則第18項までにおいて「経過措置額」という。）とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

17 附則第13項又は第15項の規定の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）の給料月額については、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、経過措置額に準じた額とすることができる。

18 第2切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員の給料月額については、任用の事情等を考慮して附則第16項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、経過措置額に準じた額とすることができる。

19 前3項の規定の適用を受ける職員に係る次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

(1) 手当の額

(2) 給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）第3条第1項の教職調整額

(4) 職員の修学部分休業に関する条例（平成16年鳥取県条例第66号）第3条の給料の月額

(休職者等の特例)

20 附則第10項又は第11項に規定する職員のうち、移行期間中引き続いて休職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第17条第1項第2号若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第15条第1項第2号に掲げる海外随伴休暇又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業（以下「休職等」という。）を命ぜられ、又は承認されているものが、第2切替日以降に復職し、又は職務に復帰した場合（復職し、又は職務に復帰した日（以下「復職等の日」という。）が平成23年3月31日以前であるものに限る。）には、附則第10項又は第11項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる復職等の日の区分に応じ当該各号に定める日（当該日以前の異動により、当該異動の日における新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級（人事委員会が定めるものを除く。）が移行開始日の前日における職務の級以上の級となる者）にあっては、当該異動の日（以下「特例延長期間」という。）、その者の職務の級は、移行開始日の前日における職務の級とする。

(1) 第2切替日から平成22年3月31日まで 復職等の日の属する年度の翌年度の末日

(2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 平成23年3月31日

21 附則第13項から第15項までの規定は、前項に規定する職員の特例延長期間の末日の翌日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間について準用する。この場合において、附則第13項中「第2切替日における」とあるのは「特例延長期間の末日の翌日における」と、「第2切替日の前日」とあるのは「特例延長期間の末日」と、附則第14項中「第2切替日の前日」とあるのは「特例延長期間の末日」と、附則第15項中「第2切替日の前日」とあるのは「特例延長期間の末日」と、「第2切替日における」とあるのは「特例延長期間の末日の翌日における」と読み替えるものとする。

22 前項の規定により準用される附則第13項又は第15項の規定の適用を受ける職員（附則第20項第2号に係るもの以外で特例延長期間の末日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる特例延長期間の末日の翌日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が特例延長期間の末日に受けていた給料月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の年度の欄に掲げる復職等の日の属する年度の区分及び同表の期間の欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下「経過措置額」という。）とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

23 附則第17項及び第19項の規定は、附則第20項に規定する職員（同項第2号に係る者を除く。）の平成23年3月31日までの間の給料月額について準用する。

24 移行開始日前から引き続いて次の各号のいずれかに該当する者の平成23年3月31日までの間の職務の級、給料月額及び昇給期間については、附則第5項又は第10項の適用を受ける職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定による派遣

(2) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定による派遣

(3) 前2号のほかこれらに相当するものとして人事委員会が定めるもの

（職員が受けていた号給等の基礎）

25 附則第5項から前項まで（附則第16項から第19項まで、第22項及び第23項を除く。）の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第3条及び第4条の規定による改正前の給与条例又は14年改正給与条例附則第2項から第4項まで及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（人事委員会への委任）

26 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表第1（附則第5項、第6項関係）

給料表の種類	旧級	職 務
行政職給料表 公安職給料表	7 級	主査の職務
研究職給料表	4 級	専門研究員又は専門学芸員の職務
医療職給料表(2) 医療職給料表(3)	6 級	技幹の職務

附則別表第2（附則第7項、第8項関係）

給料表の種類	旧号給	期間の区分	新号給	月数
行政職給料表	21号給	12月未満	22号給	月
		12月以上	23号給	- 12
	22号給	6月未満	23号給	+ 6
		6月以上	24号給	- 6
公安職給料表	19号給	12月未満	19号給	
		12月以上	20号給	- 12
	20号給	6月未満	20号給	+ 6
		6月以上	21号給	- 6
	21号給	6月未満	21号給	+ 6
		6月以上	22号給	- 6
	22号給	6月未満	22号給	+ 6
		6月以上	23号給	- 6

備考 月数欄の「+」は加える月数を、「-」は減ずる月数を示す。

附則別表第3 (附則第10項、第11項関係)

給料表の種類	旧級	職 務
行政職給料表	4 級	1 主事又は技師の職務 2 主任の職務
	5 級	主任の職務
	6 級	1 主任の職務 2 係長の職務
公安職給料表	4 級	巡査長の職務
	5 級	1 主任の職務 2 主幹の職務
	6 級	1 主幹の職務 2 係長の職務
教育職給料表(1)	2 級	実習助手又は寄宿舎指導員の職務
研究職給料表	3 級	研究員の職務
医療職給料表(2)	3 級及び4 級	1 衛生技師の職務 2 薬剤師の職務
	5 級	1 主任の職務 2 係長の職務
医療職給料表(3)	2 級から4 級まで	1 准看護師の職務 2 看護師の職務
	5 級	1 看護師の職務 2 技幹の職務

附則別表第4 (附則第12項関係)

給料表の種類	第2切替日における職務	旧 級	新級

行政職給料表	主事又は技師の職務	4級から6級まで	3級
	係長の職務	6級	5級
公安職給料表	巡查長の職務	4級から6級まで	3級
	主任の職務	5級及び6級	4級
	係長の職務	6級	5級
教育職給料表(1)	実習助手又は寄宿舎指導員の職務	2級	1級
研究職給料表	研究員又は学芸員の職務	3級	2級
医療職給料表(2)	衛生技師の職務	3級から5級まで	2級
	総合事務所の係長の職務	5級	4級
医療職給料表(3)	看護師又は准看護師の職務	5級	4級

附則別表第5 (附則第13項、第14項関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける者

職員の区分	旧号給	経過期間	新号給	月数
旧級が4級であった職員で新級が3級となるもの	6号給	12月未満	8号給	月
		12月以上	9号給	- 12
	7号給	6月未満	9号給	+ 6
		6月以上	10号給	- 6
	8号給	6月未満	10号給	+ 6
		6月以上	11号給	- 6
	9号給	6月未満	11号給	+ 6
		6月以上	12号給	- 6
	10号給	6月未満	12号給	+ 6
		6月以上	13号給	- 6
	11号給	6月未満	13号給	+ 6
		6月以上	14号給	- 6
	12号給	6月未満	14号給	+ 6
		6月以上	15号給	- 6
	13号給	6月未満	15号給	+ 6
		6月以上	16号給	- 6
	14号給	6月未満	16号給	+ 6
		6月以上	17号給	- 6
	15号給	6月未満	17号給	+ 6
		6月以上	18号給	- 6
16号給	6月未満	18号給	+ 6	
	6月以上	19号給	- 6	
旧級が5級であった職員で新級が3級となるもの	8号給	6月未満	10号給	+ 6
		6月以上	11号給	- 6
	9号給		12号給	
	10号給		13号給	
	11号給		14号給	

	12号給		15号給	
	13号給		16号給	
	14号給		17号給	
	15号給		18号給	
	16号給		19号給	
	17号給		20号給	
	18号給		21号給	
	19号給		22号給	
	20号給		23号給	
	21号給		24号給	
	22号給		25号給	
	23号給		26号給	
	24号給		27号給	
	25号給		28号給	
	26号給	12月未満	29号給	
		12月以上	30号給	- 12
旧級が6級であった職員で新級が5級となるもの	11号給		12号給	
	12号給		13号給	
	13号給		14号給	
	14号給		15号給	
	15号給		16号給	
	16号給		17号給	
	17号給		18号給	
	18号給		19号給	
	19号給		20号給	
	20号給		21号給	
	21号給		22号給	
	22号給		23号給	
	23号給		24号給	
	24号給	12月未満	25号給	
		12月以上	26号給	- 12
旧級が6級であった職員で新級が3級となるもの	旧級が6級であった職員で新級が5級となるものの例により得られる第2切替日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間	左欄の号給及び期間を基礎として、旧級が5級であった職員で新級が3級となるものの例により得られる第2切替日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間		

イ 公安職給料表の適用を受ける者

職員の区分	旧号給	経過期間	新号給	月数
旧級が4級であつ	22号給	6月未満	25号給	月
				+ 6

た職員で新級が3級となるもの	23号給	6月以上	26号給	- 6	
		6月未満	26号給	+ 6	
	24号給	6月以上	27号給	- 6	
		6月未満	27号給	+ 6	
	25号給	6月以上	28号給	- 6	
		6月未満	28号給	+ 6	
	26号給	6月以上	29号給	- 6	
		6月未満	29号給	+ 6	
	27号給	6月以上	30号給	- 6	
		6月未満	30号給	+ 6	
	28号給	6月以上	31号給	- 6	
		6月未満	31号給	+ 6	
	29号給	6月以上	32号給	- 6	
		6月未満	32号給	+ 6	
	30号給	6月以上	33号給	- 6	
		6月未満	33号給	+ 6	
	旧級が5級であった職員で新級が4級となるもの	17号給	12月以上	20号給	- 12
			12月未満	19号給	
		18号給	6月以上	21号給	- 6
			6月未満	20号給	+ 6
19号給		6月以上	22号給	- 6	
		6月未満	21号給	+ 6	
20号給		6月以上	23号給	- 6	
		6月未満	22号給	+ 6	
21号給		6月以上	24号給	- 6	
		6月未満	23号給	+ 6	
22号給		6月以上	25号給	- 6	
		6月未満	24号給	+ 6	
23号給		6月以上	26号給	- 6	
		6月未満	25号給	+ 6	
24号給		6月以上	27号給	- 6	
		6月未満	26号給	+ 6	
25号給		6月以上	28号給	- 6	
		6月未満	27号給	+ 6	
26号給		6月以上	29号給	- 6	
		6月未満	28号給	+ 6	
旧級が6級であった職員で新級が5級となるもの	17号給		21号給		
	18号給	3月以上	22号給	- 3	
		3月未満	21号給	+ 9	
	19号給	3月以上	23号給	- 3	
		3月未満	22号給	+ 9	
20号給	3月未満	23号給	+ 9		

		3 月以上	24号給	- 3
	21号給	3 月未満	24号給	+ 9
		3 月以上	25号給	- 3
	22号給	3 月未満	25号給	+ 9
		3 月以上	26号給	- 3
	23号給	9 月未満	26号給	+ 9
旧級が5級であった職員で新級が3級となるもの	旧級が5級であった職員で新級が4級となるものの例による場合に得られる第2切替日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間		左欄の号給及び期間を基礎として、旧級が4級であった職員で新級が3級となるものの例による場合に得られる第2切替日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間	
旧級が6級であった職員で新級が4級となるもの	旧級が6級であった職員で新級が5級となるものの例による場合に得られる第2切替日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間		左欄の号給及び期間を基礎として、旧級が5級であった職員で新級が4級となるものの例による場合に得られる第2切替日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間	
旧級が6級であった職員で新級が3級となるもの	旧級が6級であった職員で新級が5級となるものの例による場合に得られる第2切替日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間を基礎として、旧級が5級であった職員で新級が4級となるものの例による場合に得られる第2切替日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間		左欄の号給及び期間を基礎として、旧級が4級であった職員で新級が3級となるものの例による場合に得られる第2切替日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間	

ウ 教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	旧号給	経過期間	新号給	月数
旧級が2級であった職員で新級が1級となるもの	16号給	12月未満	24号給	月
		12月以上	25号給	- 12
	17号給	6 月未満	25号給	+ 6
		6 月以上	26号給	- 6
	18号給	6 月未満	26号給	+ 6
		6 月以上	27号給	- 6
	19号給	6 月未満	27号給	+ 6

	6 月以上	28号給	- 6
20号給	6 月未満	28号給	+ 6
	6 月以上	29号給	- 6
21号給	6 月未満	29号給	+ 6
	6 月以上	30号給	- 6
22号給	6 月未満	30号給	+ 6
	6 月以上	31号給	- 6
23号給	6 月未満	31号給	+ 6
	6 月以上	32号給	- 6
24号給	6 月未満	32号給	+ 6
	6 月以上	33号給	- 6
25号給	6 月未満	33号給	+ 6
	6 月以上	34号給	- 6
26号給	6 月未満	34号給	+ 6
	6 月以上	35号給	- 6
27号給	6 月未満	35号給	+ 6
	6 月以上	36号給	- 6
28号給	6 月未満	36号給	+ 6
	6 月以上	37号給	- 6
29号給	6 月未満	37号給	+ 6
	6 月以上	38号給	- 6
30号給	6 月未満	38号給	+ 6
	6 月以上	39号給	- 6
31号給	6 月未満	39号給	+ 6
	6 月以上	40号給	- 6
32号給		40号給	+ 6

工 研究職給料表の適用を受ける者

職員の区分	旧号給	経過期間	新号給	月数
旧級が3級であった職員で新級が2級となるもの	7号給		15号給	月
	8号給	6 月未満	15号給	+ 6
		6 月以上	16号給	- 6
	9号給	9 月未満	16号給	+ 3
		9 月以上	17号給	- 9
	10号給	9 月未満	17号給	+ 3
		9 月以上	18号給	- 9
	11号給	9 月未満	18号給	+ 3
		9 月以上	19号給	- 9
	12号給	9 月未満	19号給	+ 3
		9 月以上	20号給	- 9
	13号給	9 月未満	20号給	+ 3
		9 月以上	21号給	- 9

14号給	9月未満	21号給	+ 3
	9月以上	22号給	- 9
15号給	9月未満	22号給	+ 3
	9月以上	23号給	- 9
16号給	9月未満	23号給	+ 3
	9月以上	24号給	- 9
17号給	9月未満	24号給	+ 3
	9月以上	25号給	- 9
18号給	9月未満	25号給	+ 3
	9月以上	26号給	- 9
19号給	9月未満	26号給	+ 3
	9月以上	27号給	- 9
20号給	9月未満	27号給	+ 3
	9月以上	28号給	- 9
21号給	9月未満	28号給	+ 3
	9月以上	29号給	- 9
22号給		29号給	+ 3
23号給	3月未満	29号給	+ 15

オ 医療職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	旧号給	経過期間	新号給	月数
旧級が3級であった職員で新級が2級となるもの	8号給	12月未満	11号給	月
		12月以上	12号給	- 12
	9号給	6月未満	12号給	+ 6
		6月以上	13号給	- 6
	10号給	6月未満	13号給	+ 6
		6月以上	14号給	- 6
	11号給	6月未満	14号給	+ 6
		6月以上	15号給	- 6
	12号給	6月未満	15号給	+ 6
		6月以上	16号給	- 6
	13号給	6月未満	16号給	+ 6
		6月以上	17号給	- 6
	14号給	6月未満	17号給	+ 6
		6月以上	18号給	- 6
旧級が4級であった職員で新級が2級となるもの	9号給	6月未満	13号給	+ 6
		6月以上	14号給	- 6
	10号給		15号給	
	11号給		16号給	
	12号給		17号給	
	13号給		18号給	
14号給		19号給		

	15号給		20号給	
	16号給		21号給	
	17号給		22号給	
	18号給		23号給	
	19号給		24号給	
	20号給		25号給	
	21号給		26号給	
	22号給		27号給	
	23号給		28号給	
	24号給	6月未満	28号給	+ 12
旧級が5級であった職員で新級が4級となるもの	10号給		13号給	
	11号給		14号給	
	12号給		15号給	
	13号給		16号給	
	14号給		17号給	
	15号給		18号給	
	16号給		19号給	
	17号給		20号給	
	18号給		21号給	
	19号給		22号給	
	20号給		23号給	
	21号給		24号給	
	22号給		25号給	
23号給	12月未満		26号給	
	12月以上		27号給	- 12
旧級が5級であった職員で新級が2級となるもの	旧級が5級であった職員で新級が4級となるものの例による場合に得られる第2切替日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間	左欄の号給及び期間を基礎として、旧級が4級であった職員で新級が2級となるものの例による場合に得られる第2切替日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間		

カ 医療職給料表(3)の適用を受ける者

職員の区分	旧号給	経過期間	新号給	月数
旧級が5級であった職員(旧職務が技幹である者を除く。)で新級が4級となるもの	11号給		14号給	月
	12号給		15号給	
	13号給		16号給	
	14号給		17号給	
	15号給		18号給	
	16号給		19号給	
	17号給		20号給	

	18号給		21号給	
	19号給		22号給	
	20号給		23号給	
	21号給		24号給	
	22号給		25号給	
	23号給		26号給	
	24号給	12月未満	27号給	
		12月以上	28号給	- 12
旧級が5級であった職員（旧職務が技幹である者に限る。）で新級が4級となるもの	18号給		25号給	
	19号給		26号給	
	20号給		27号給	
	21号給	3月未満	27号給	+ 9
		3月以上	28号給	- 3
22号給	9月未満	28号給	+ 9	

備考

- この表において「旧級」は平成20年3月31日における職務の級をいい、「新級」は同年4月1日における職務の級をいい、「旧職務」は同年3月31日における職務をいう。
- 月数欄の「+」は加える月数を、「-」は減ずる月数を示す。

附則別表第6（附則第16項関係）

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の75
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の50
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の25

附則別表第7（附則第22項関係）

年 度	期 間	割 合
平成20年度	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の66
	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の33
平成21年度	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の50

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第110号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(船員の勤務時間等の特例)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の休憩時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p><u>第9条</u> 任命権者は、人事委員会(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条まで、<u>第7条第1項</u>及び前条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合に</p>	<p>(休憩時間)</p> <p><u>第7条</u> 任命権者は、所定の勤務時間のうちに、人事委員会の定める基準に従い、<u>休憩時間を置くものとする。</u></p> <p>(船員の勤務時間等の特例)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、<u>第6条</u>の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の休憩時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p><u>第10条</u> 任命権者は、人事委員会(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条まで、<u>第8条第1項</u>及び前条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p><u>第10条の2</u> 略</p> <p>2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合に</p>

おける当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第4項において同じ。）をさせてはならない。

3 略

4 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

おける当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第10条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第4項において同じ。）をさせてはならない。

3 略

4 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第10条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第7条 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親で</p>	<p>(休息时间)</p> <p>第7条 市町村教育委員会は、<u>所定の勤務時間のうちに、人事委員会の定める基準に従い、休息時間を置くものとする。</u></p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親で</p>

あるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第4項において同じ。)をさせてはならない。

3 略

4 市町村教育委員会は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

あるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第4項において同じ。)をさせてはならない。

3 略

4 市町村教育委員会は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

2 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(第1号任期付研究員の裁量による勤務)	(第1号任期付研究員の裁量による勤務)
第8条 略	第8条 略
2～4 略	2～4 略
5 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、 <u>第7条、第8条、第12条及び第17条</u> (同条第1項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。)の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。	5 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、 <u>第8条、第9条、第12条及び第17条</u> (同条第1項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。)の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。